

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 共産003
- (2) 調達件名及び数量 大阪大学共創機構電子計算機システム運用管理業務 1式
- (3) 請負の期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- (4) 請負の場所 国立大学法人大阪大学共創機構

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-8
国立大学法人大阪大学共創推進部産学共創課産学会計係
電話 06-6879-7749
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3（1）の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
また本件の仕様書の交付にあたっては、事前に上記3（1）まで問い合わせてください。
- (3) 見積書提出期限
令和2年3月30日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調達番号：共産003

調達件名：大阪大学共創機構電子計算機システム運用管理業務 1式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 大阪大学共創機構電子計算機システム運用管理業務 1式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者国立大学法人大阪大学 共創機構副機構長 金田安史と受注者 との間において、上記の業務請負 (以下「請負」という。) について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務請負をするものとする。
- 第2条 受注した業務は、発注者が指定する場所において、これをするものとする。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 請負の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
- 第5条 受注者は発注者に対し、業務完了通知書を国立大学法人大阪大学共創推進部産学共創課産学会計係に送付する方法で交付するものとする。
- 第6条 請負代金は、本学の検査職員の行う毎月末の検査に合格後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第7条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学共創推進部産学共創課産学会計係に送付すべきものとする。
- 第8条 契約保証金は免除する。
- 第9条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準によるものとする。
- 第10条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 第12条 本契約で定める各条項は、本件請負契約にのみに適用されるものとし、本契約の締結以降に甲乙間で締結される他の共同研究契約等を何ら拘束するものではなく、その条件については、別途甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和2年 月 日

発注者

大阪府吹田市山田丘2-8

国立大学法人大阪大学

共創機構副機構長 金田 安史 印

受注者

印

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

大阪大学共創機構
電子計算機システム運用管理業務 一式

仕様書

大阪大学共創機構

令和2年3月

1. 調達の目的

本件は、次の事項について、受注者の指示系統のもとに技術者を大阪大学共創機構（以下「共創機構」という。）内に常駐させることにより行う、以下に示す電子計算機システムの運用管理業務（以下「業務」という）の請負契約に関する調達である。

(1) 共創機構に設置された電子計算機システム（別紙2参照）の運用管理

2. 業務請負名

大阪大学共創機構電子計算機システム運用管理業務 一式

3. 一般事項

(1) 連絡体制

受注者は従業者の常駐場所（別紙1 常駐場所の通り）に電話および電子メールによる窓口を設置し、本学担当者等からの連絡に対処できるようにしておくこと。なお、従業者の内線電話・業務用メールアドレスは共創機構が用意する。

(2) 指示系統

受注者は従業者に対して業務を指示する。

(3) マニュアル作成等

業務を遂行するうえで知り得た情報、気づいたことについて次のような資料を作成し、整理しておくこと。資料は電子的に作成すること。また、本学担当者から要求のあった場合には、これを提出すること。

- ① 業務遂行のうえで新たに導入したハードウェアやソフトウェアのマニュアル
- ② 運用管理に関するマニュアルやガイドライン等への補足情報
- ③ 問い合わせ等への対応に係る Q&A 情報
- ④ トラブル・障害の発生内容とその対応策
- ⑤ 業務を行う上で発生した課題とその対処方法および進捗状況を一覧にしたリスト
- ⑥ システム利用者や本学教職員との会議録
- ⑦ 別途協議により定めるもの

(4) システム情報のバックアップ

ソフトウェアの変更、システムの設定変更等があった場合には、その都度変更前のシステム設定情報のバックアップをとっておき、いつでも変更前の状態に戻せるようにしておくこと。

(5) 業務の引き継ぎ

従業者を変更する場合は、引き継ぎ文書を作成するなどして、従業者変更による業務の質の低下防止のために誠意をもって対応すること。

(6) 従業者の業務能力

従業者は、電子計算機システム及びそれに導入されたソフトウェア（別紙 2 電子計算機システム一覧）について熟知し、業務を遂行できるだけの十分な知識と実務経験を有する者とし、本書「4. 業務内容」における運用・管理業務すべてについて同様・同規模のシステムに 1 年以上従事した経験を有すること。見積書提出時に従業者の実績表を併せて提出すること。

(7) 他の保守業務従事者との協力

保守対象機器に対する別契約の保守業務がある場合には、その受注者と協力し、業務を円滑に進めること。

(8) 作業実施報告書の提出

受注者は、作業実施報告書（業務内容、作業時間、その他必要な事項を記録したもので、従事者が押印したもの）を毎月の業務終了後、共創推進部産学共創課産学会計係に提出するものとする。

(9) 後片付け

業務の終了に当たっては、使用した工具、測定器、資料等の後片付け及び業務場所の清掃を行うこと。

(10) 電力・用水費等

業務に使用する電力及び用水費等は、共創機構の負担とする。

4. 業務内容

1. 共創機構に設置された電子計算機システムの運用管理サーバ群（別紙 2）に対して次の管理業務を行うこと。手順書が必要な場合は共創機構から提示することとする。

(1) サーバ管理業務

- ① 各種サーバ、無停電電源装置の障害の発生を未然に防ぐために定常的なシステム監視を行い、対処・助言を行うこと。
- ② 各種サーバに導入された OS およびソフトウェアのセキュリティ情報を適宜収集し、セキュリティホールが発見された場合は、本学担当者等に連絡をとると共に、システムの安全を確保すること。また、システム設定変更および導入した OS およびソフトウェアのバージョンアップまたはセキュリティパッチ適用、各種サーバ、ネットワーク機器、無停電電源装置等のファームウェアアップデートの必要がある場合

は、作業すること。なお、これらの作業を実施するために必要となる諸経費の支払いについては、共創機構と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

- ③ 設備のメンテナンスや大学の都合により、サーバを停止する必要があるときは、関連するサーバへの影響を考慮のうえ、サーバの停止・起動を行うこと。
- ④ 情報インフラ利用にあたっての利用者からの設定に関する相談や、発生した問題に対して、対応すること。なお共創機構の建物に入居している他部局・他機関の利用者については、所属元のネットワーク管理者と連携の上、対応すること。
- ⑤ 各種サーバ無停電電源装置の配置や設定変更を行った際には、該当する管理簿を更新すること。

(2) ファイアウォールの管理業務

- ① 電子計算機システム利用者などの依頼に基づき、ファイアウォールのルール作成、ポリシー作成を行うこと。
- ② ログを随時監視し、不審なアクセスや不正な利用の兆候を見出した場合には、本学担当者等に連絡をとると共にシステムの安全を確保すること。

2. その他、次の業務を行うこと。手順書が必要な場合は共創機構から提示することとする。

(1) 電子計算機システムに関する運用業務

- ① 電子計算機システムに関する共創機構構成員および教職員が利用者として許可した者からの ODINS ネットワーク等の利用申請、設定変更、各種問い合わせ、障害報告などの連絡に対して、一次窓口として対応すること。利用者が他部局・他組織のネットワークから利用する場合についても、必要に応じて、本学担当者などと連携すること。

(2) Web コンテンツの管理業務

- ① Web サーバの OS および標準的 Web 基幹サービスの管理業務を行うこと。
- ② コンテンツマネジメントシステム (CMS) に基づく Web サービスを利用している場合には、CMS とそのサポートソフトウェア群の管理に関する担当者および CMS 管理の受託者と協議の上、Web サーバ全体のアップデートおよびセキュリティ問題の解決に関する業務を行うこと。
- ③ 工学研究科統合サーバ内にある共創機構付のアカウントを管理すること。

(3) 報告会における報告業務

- ① 定例報告会を1ヶ月に一度開催すること。

- ② 定例報告会では、実施した、もしくは、継続中、もしくは、実施予定の業務内容を報告し、各事案における対応を本学担当者等と相談すること。なお、定例報告会の開催日時については、共創機構と受注者が協議のうえ、これを決定するものとする。
- ③ 定例報告会のほかに、緊急の事案がある場合には臨時報告会を開催し、共創機構が要請する内容について報告し、対応を相談すること。

5. 契約期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

6. 契約の形態

本業務の契約形態は、請負契約とする。

7. 契約解除

共創機構構成員の申し出により以下の項目に該当すると判断できる場合は、口頭もしくは書面にて業務改善要求を行うこととし、その要求に対し、改善がなされていないと判断できる場合は、契約を解除するものとする。

- (1) 本学が指定した期日までに業務を履行しないとき。または、履行する見込みがないと本学が認めるとき。
- (2) 業務の実施にあたり、正当な理由なく、本学担当者による指示に従わないとき。またはその職務の執行を妨害したとき。

8. 業務実施時間等

- (1) 平日8:30～17:15(12:00～13:00は除く)に業務を行うこと。なお、大学の休日(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日、夏季一斉休業期間)は業務の対象外とする。
- (2) また、上記勤務時間帯以外でも、緊急・異常事態時など共創機構からの要請があった場合は対応すること。
- (3) 従事者の変更を行う場合は、事前に書面(様式任意)により通知すること。ただし、緊急に止むを得ない場合には、口頭によることができるものとするが、その場合は後日、必ず書面による提出を行うこと。

9. 業務場所

大阪大学 共創機構

- (1) 本請負業務の業務実施場所は共創機構内とする。

10. 個人情報保護

- (1) 受注者は、本業務の遂行上知り得た個人情報について機密保持等の義務を負うこと。
- (2) 受注者は、業務遂行上、個人情報の複製の必要性がある場合は本学の許可を得ること。
- (3) 受注者は、個人情報の漏洩等の事案が発生したときは、何時でも本学の事情聴取に応じること。
- (4) 受注者は、ID 及びパスワード等の情報を取り扱う場合の作業は本学内で行い、データの学外持ち出しは作業を委託する者を含め、一切行わないこと。
- (5) 受注者は、請負終了時には媒体に複製した個人情報を消去し、返却すること。
- (6) 受注者が(1)～(5)に違反した場合、本学は契約解除等の措置をとることができるものとする。

11. 計画停電および省電力のための運用

- (1) 計画停電および省電力のために電子計算機システムを停止・縮退させる必要があるときは、設定変更、機器停止および立ち上げのスケジュールを作成し提出すること。スケジュール作成にあたっては、事前に本学担当者に相談すること。
- (2) 設定変更前の評価及び設定変更後の動作確認を行うこと。不具合発生時には原因の切り分けを行ったうえで、必要に応じて別契約の関連保守業務の受注者への問い合わせを行い、解決に努めること。
- (3) 停電による電子計算機システムの大規模停止を避けるために、サーバ類に対して発電機等による運用を行う必要がある場合は、そのための計画を立て、本学担当者に報告すること。
- (4) 停電終了後には、電子計算機システムが正常動作することを確認すること。正常動作しない場合は、原因を解明し復旧にあたること。
- (5) 障害からの復旧後には、障害の内容、障害の原因、復旧作業の手順、復旧後の状態等を記した報告書を作成し、本学担当者に提出すること。

12. その他

- (1) 本仕様書に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準によるものとする。
- (2) 受注者は、本業務の遂行により知り得た情報を他に漏洩してはならない。これに反した場合、本学は契約の解除等の措置をとることができるものとする。
- (3) 本学は、受注者に対して本業務を行うために指定した業務執行場所への出入りを許可するものとし、必要に応じてインターネットを介してのネットワークシステムへのアクセスを許可するものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、本学と受注者が協議のうえ、これを決定するものとする。

別紙 1 常駐場所

国立大学法人大阪大学 テクノアライアンス棟（大阪府吹田市山田丘 2-8）

別紙 2 電子計算機システム一覧（）内は主要機器およびソフトウェア

1. 電子計算機システム一覧

1.1	ファイルサーバ	1 式
1.2	ESET 管理用サーバ	1 式
1.3	ログサーバ	1 式
1.4	バックアップサーバ	2 式
1.5	ファイアウォール(FORTIGATE)	1 式
1.6	メールセキュリティ(GUARDIANWALL)	1 式
1.7	WEBセキュリティ(WEBGUARDIAN)	1 式